

❀ 医療費の節約にご協力を ❀

「平成 25 年度事業計画及び予算の概要について(2 頁)」のとおり、平成 25 年度の掛金・負担金率が決まりました。

皆さんが、医療機関等で受診されますと、医療費の 1～3 割を自己負担されますが、残りの 7～9 割は共済組合が医療機関等に支払っています。

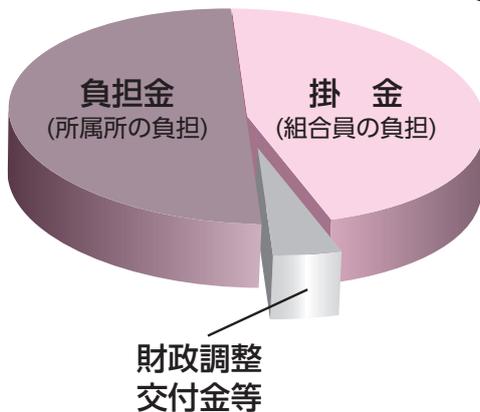
この医療機関等への支払いは、組合員の皆さんからの掛金及び所属所からの負担金で賄われています。

短期給付事業のうち、各給付金、高齢者に対する支援金などを、平成 25 年度の予算額を基に 1 人当たりの年額に換算すると次の金額になります。

| 短期給付事業 | | 平成 25 年度予算額 | 組合員 1 人当たりの金額 |
|-------------|---|--------------|---------------|
| 医療給付 | 療養費・高額療養費・出産費など、医療機関受診にかかる費用です。 | 4,595,537 千円 | 約 327,000 円 |
| 休業給付 | 傷病手当金・出産手当金・育児休業手当金・介護休業手当金・休業手当金のことです。 | 312,073 千円 | 約 22,000 円 |
| 高齢者に対する支援など | 前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・老人保健・退職者給付拠出金のことです。 | 3,707,474 千円 | 約 264,000 円 |

これら短期給付事業に、組合員 1 人当たり年額 60 万円以上の費用がかかっています。

この費用は、給料・期末手当に「短期財源率」を乗じた額で賄われています。「短期財源率」は下記算式により算出いたしています。



短期給付事業に必要な額

短期掛金の標準となる給料の総額
(短期標準給料総額)

= 短期財源率

負担は、基本的に組合員(掛金)と所属所(負担金)との労使折半となります。

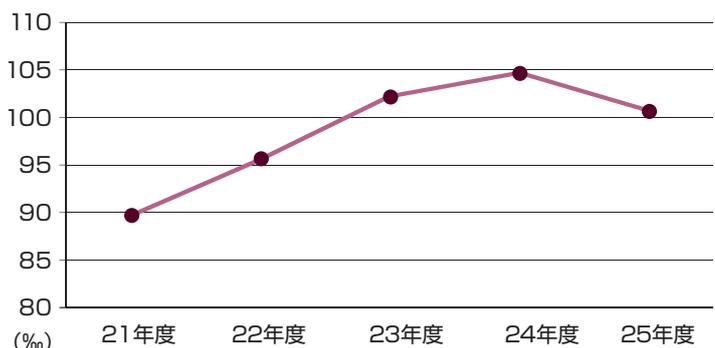
(掛金部分については、一定率※を超える部分については、全国市町村職員共済組合連合会の財政調整事業の対象となり、交付金の交付を受けています。)

※平成 25 年度は法定給付に係る掛金率が 1000 分の 48 を超える部分が交付金の対象です。

【財源率の推移】 (一般職員の場合)

| 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 89.66% | 95.52% | 102.24% | 104.72% | 100.72% |
| | (+5.86%) | (+6.72%) | (+2.48%) | (△4.00%) |

*上記の () は、対前年度増減値を示す。



奈良県は、全国 47 都道府県の中で 4 番目に高い財源率となっています。(平成 24 年度の短期財源率)

医療費の増加は短期財政を圧迫するだけでなく、家計の負担ともなります。

組合員や被扶養者の皆さんには健康管理に十分気をつけていただき、医療費の節約にご協力をお願いいたします。

- ・ かかりつけ医をもちましょう
- ・ 夜間や休日診療を控えましょう
- ・ はしご受診はやめましょう
- ・ ジェネリック医薬品を活用しましょう